

処遇改善等加算 I

資料2-1

【概要】

当該加算率は、4月1日現在の常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員で正職員・パート問わず）1人当たりの平均経験年数に応じた加算率の基礎分と賃金改善要件分（キャリアパス要件分を含む）の値を合計した値により認定する。

【支給対象】

当該施設に勤務する全職員を対象に、月例給・一時金により支払うものとする。

①基礎分

平均経験年数に応じて設定（2～12%）

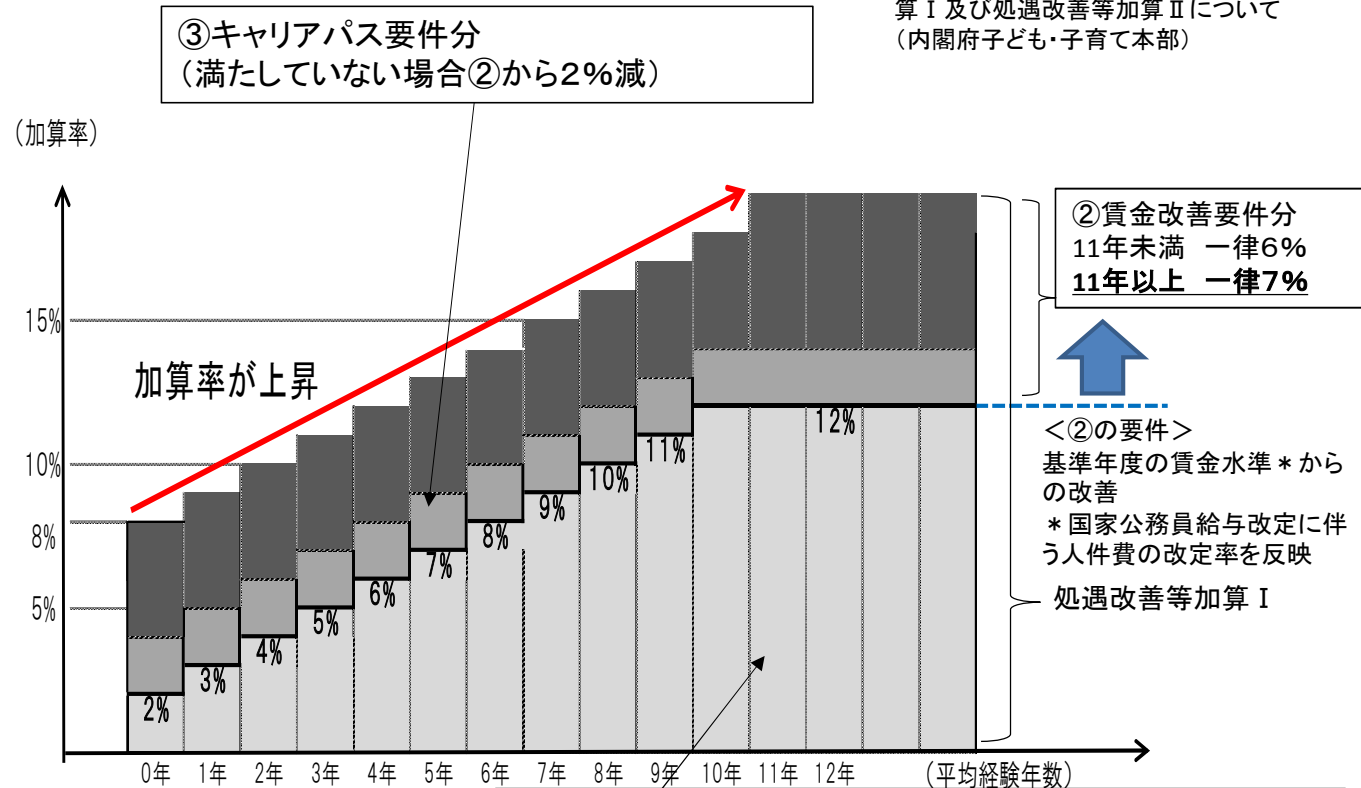
②賃金改善要件分

「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行う（6%、平均勤続年数11年以上の施設は7%）。

③キャリアパス要件分（②の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2%減）

引用：施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II について
（内閣府子ども・子育て本部）



*新規開設園の場合、当該加算率は暫定加算率8%を適用します。夏の本認定に伴い、遡及して精算を行います。

処遇改善等加算Ⅱ

【概要】

園長及び主任保育士未満の技能・経験を積んだ職員に対して、追加的に人件費を加算する。

【支給対象】

A 副主任保育士等

概ね7年以上の経験を有する者。キャリアアップ研修の要件は次ページ参照

B 職務分野別リーダー等

概ね3年以上の経験を有する者。キャリアアップ研修の要件は次ページ参照

※研修修了要件は令和5年度から段階的に適用する。(別紙参照)

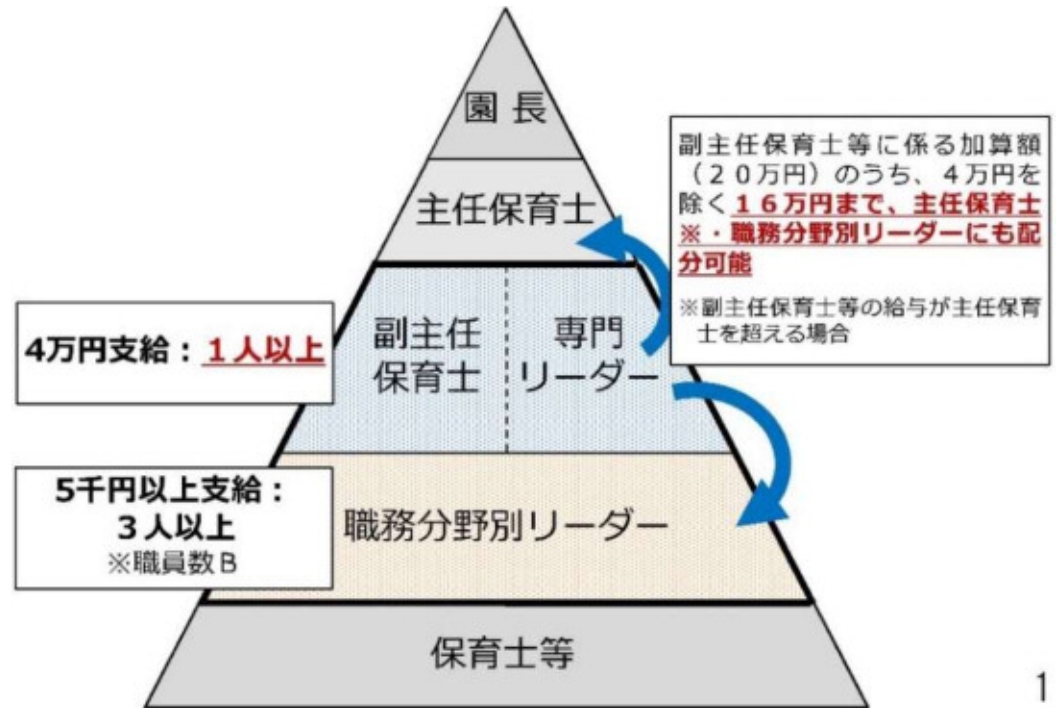
上記について、発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払うものとする。

【配分】

職員構成を考慮して月額4万円の賃金改善を行う者を1人以上確保した上で園長を除く職員に月額5千円～4万円未満で配分が可能

※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないこと。

〈人数A:5人、人数B:3人のイメージ図〉



処遇改善等加算Ⅱ概要図

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体: 都道府県等
- ※ 研修修了の効力: 全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効
- ※ ⑦については令和元年度までに実施した研修に限る

副主任保育士

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

園長

＜平均勤続年数24年＞

主任保育士

＜平均勤続年数21年＞

専門リーダー

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されます。
処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、令和5年度に処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定しており、まだ研修受講要件を修了していない職員には、必ず令和4年度中に研修が修了するように計画的に受講してください。

研修受講要件の適用時期

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	研修受講要件を適用しない	令和8年度から適用される研修受講要件のうち1つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち3つ以上	専門分野別研修のうち3つ以上の研修分野及びマネジメント研修
専門リーダー (人数A)	研修受講要件を適用しない	令和8年度から適用される研修受講要件のうち1つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち3つ以上	専門分野別研修のうち4つ以上の研修分野
職務別分野リーダー (人数B)	研修受講要件を適用しない	研修受講要件を適用しない	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1つ以上

市処遇改善等加算Ⅱ

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完する。

概ね国処遇改善等加算Ⅱと同様の性質となるが、支給対象、発令の要否等異なる。

【加算額】

3～6年の者と7年以上の者を限定とする（発令は不要）。※国処遇Ⅱとは異なる

国処遇改善等加算Ⅱの配分可能額（副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額）に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者（いずれも園長を除く）にも4万円を配分（加算保障）した場合に不足する額。

※ただし、国処遇Ⅱの算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

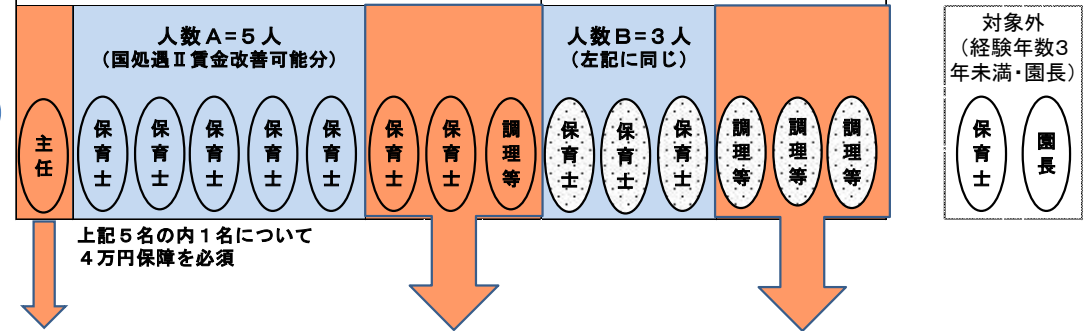
《加算保障額－配分可能額＝市加算月額》

市処遇改善等加算Ⅱの運用モデル

＜定員＝90人、職員＝17人（園長1人、主任1人、保育士11人、調理員等4人。経験年数は以下のとおり）、人数A＝5人、人数B＝3人の場合＞

経験年数7年以上（園長・主任を除く）＝8人

経験年数3～6年＝6人



国処遇改善等加算Ⅱ

市処遇改善等加算Ⅱ

加算額の算定

○国処遇Ⅱにて改善の図れない経験年数3～6年の者・7年以上の者の賃金改善を補完する。
○年齢構造等による公平性の観点から、主任保育士に対する賃金改善を可能とするため市処遇Ⅱの算定については、主任保育士（一般的に7年目以上の職員分）を含むものとする。
※主任の配分額は、国処遇改善等加算Ⅱと同様5千円～4万円未満（国処遇Ⅱ＋市処遇Ⅱ）

《加算保障額－国配分可能月額＝市加算月額》

加算保障額 ⇒ 7人（7年以上・4万円保障対象者1名除く）× 4万円 + 4万円（主任） + 6人（3～6年）× 5千円…①

国配分可能額 ⇒ 4人（人数A《保障対象者1名除く》）× 4万円 + 3人（人数B）× 5千円…②

市加算月額 ⇒ ①（35万円）－ ②（17万5千円）＝ 17万5千円

市処遇改善等加算Ⅱの取扱い

【国処遇改善等加算Ⅱの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅱの取扱いについて】

国通知「施設型給費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」では、処遇改善等加算Ⅱの拠出・受入は令和4年度まで行うことができるとされていますが、仮に拠出・受入が継続して行えるようになった場合でも、本市では、令和5年度から以下の通り、取り扱う予定としています。

○ 市処遇改善等加算Ⅱの加算を受けており、国処遇改善等加算Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合の市処遇改善等加算Ⅱの加算額について

【変更前】

国処遇改善等加算Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合であっても、市処遇改善等加算Ⅱの加算額は減額しない。

【変更後】

国処遇改善等加算Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合、実質的に市処遇改善等加算Ⅱの加算額が他都市系列園の賃金改善に充てられることになるため、国処遇改善等加算Ⅱの加算額のうち、他都市系列園への拠出額と同額を市処遇改善等加算Ⅱの加算額から減額する。